

川崎市営住宅等延滞金取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市営住宅条例（昭和37年条例第32号）及び川崎市特定公共賃貸住宅条例（平成5年条例第42号）に規定する使用料に係る延滞金の徴収等に関し、その取扱いについて定めるものとする。

(延滞金の発生)

第2条 延滞金は、使用料を納期までに支払わないとき、その納期限の翌日から使用料を支払った日までの日数に応じて発生する。

(延滞金の計算)

第3条 延滞金の計算は、使用料支払額に第4条に定める割合を乗じて計算した額とする。ただし、使用料が分割して支払われた場合は、使用料の一部が支払われるたびに毎に延滞金の計算を行い、使用料の完済時、それぞれ計算された延滞金の合計額を端数処理し、確定延滞金とする。

(延滞金の利率)

第4条 延滞金の利率等については、川崎市債権管理条例の例によるものとする。

(端数処理)

第5条 第3条における延滞金の計算において、その計算の基礎となる使用料額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。また、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(使用料への充当)

第6条 延滞金に過誤納金額が生じた場合は、まず納期が到来した使用料に充当するものとする。

(延滞金への充当)

第7条 使用料に過誤納金額が生じた場合で、納期が到来した使用料に充当してもなお残額がある場合は、未納の確定延滞金に充当するものとする。

(延滞金の減免)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合に、使用者等の申請によりその期間は延滞金を減免することができる。

- (1) 入居者が災害等により著しく損害を受けたとき

- (2) 入居者が病気、倒産等により著しく収入が減じたとき
 - (3) そのほか納期までに支払わなかったことについて前各号に掲げる事項に準ずる特別の事情があると認めるとき
- 2 前項の事由に該当する期間については、全部免除することができる。
- 3 第1項により減免に該当するものは、事由経過後に使用料を分割納付し、履行期限までにこれを支払った場合は、延滞金の算定利率は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間における率とすることができる。

(延滞金の減免申請)

第9条 延滞金の減免を受けようとする者は、使用料延滞金減免申請書（第1号様式）の提出により申請しなければならない。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。